

○可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 30 年 3 月 9 日
可茂衛生施設利用組合規則第 1 号

改正 令和元年 8 月 7 日組合規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成11年可茂衛生施設利用組合条例第 2 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休業日及び受入時間)

第 2 条 一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の休業日及び受入時間は、次のとおりとする。

名称	休業日	受入時間
緑ヶ丘クリーンセンター	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前 8 時30分から午後 4 時30分まで
ささゆりクリーンパーク	日曜日及び12月31日から翌年1月3日まで	午前 8 時45分から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで。ただし、土曜日は午前 8 時45分から午前11時まで

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、条例第 5 条各号に規定する使用者（以下「処理施設使用者」という。）及び搬入される廃棄物の種類に応じて、休業日又は受入時間を変更することができる。

(処理施設使用者の遵守事項)

第 3 条 処理施設使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された以外の廃棄物を施設に搬入しないこと。
- (2) 施設への廃棄物の搬入は、常に安全に行うこと。
- (3) 施設の清潔保持に努めること。
- (4) 施設内における車両の通行速度は、時速20キロメートル以下とすること。
- (5) 施設に廃棄物を搬入する車両は、廃棄物の飛散並びに廃棄物に係る汚水及び臭気等に対する処置を講じること。
- (6) 施設の運営管理上支障を及ぼす行為をしないこと。

(搬入方法)

第 4 条 処理施設使用者が、ささゆりクリーンパークに廃棄物を搬入するときは、構成市町村又は可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）が指定するごみ袋

(以下「指定ごみ袋」という。)に入れたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、指定ごみ袋に入れずに搬入することができる。

- (1) 指定ごみ袋に入らない大きさの廃棄物を搬入する場合
- (2) 構成市町村長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬事業者が、積替え及び保管した生活系一般廃棄物を搬入する場合
- (3) その他特別の事情があると認める場合

3 第1項に規定する指定ごみ袋の作製及び販売者は、それぞれ次のとおりとする。

種別	作製者	販売者
生活系廃棄物用	構成市町村	構成市町村
事業系廃棄物用	組合	組合及び構成市町村のうち希望する市町村

4 事業系廃棄物用の指定ごみ袋は、1枚15円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

(啓発施設の休館日及び開館時間)

第5条 ささゆりクリーンパーク内にあるエコサイクルプラザ(以下「啓発施設」という。)の休館日及び開館時間は、第2条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

休館日	開館時間
火曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日まで	午前9時30分から午後4時まで

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、休館日又は開館時間を変更することができる。

(啓発施設の入場の制限)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒絶し、又は退場させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品若しくは動物を携行する者
- (3) 啓発施設及び器具等に損害を与えるおそれのある者
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (5) 管理者の許可を受けずに物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告物を配布しようとする者
- (6) その他管理上支障があると認められる者

(損害賠償等)

第7条 処理施設使用者又は啓発施設の入場者は、施設、器具等を破損し、汚損し、又は滅失した場合は、速やかに原状に回復し、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年組合規則第4号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。